

火災予防条例及び火災予防条例施行規則の一部改正について

【火災予防条例】

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令 第101号）の公布により、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」が追加されたため及び住宅における火災の予防を推進するため所要の改正を行ったもの。

2 改正概要

- （1）対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加した。
- （2）対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更した。
- （3）住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記した。

3. 施行期日

令和8年3月31日から。

【火災予防条例施行規則】

1 改正理由

火災予防条例が改正されたことから、本規則においても関連規定を整備し改正したもの。

2 改正概要

- （1）条例第7条の2に簡易サウナ設備が追加され、第8条が一般サウナ設備に改められたことに伴い、条文の整備を行った。

(2) 様式第4号を変更した。

3. 施行期日

令和8年3月31日から。

消防本部ホームページ

<http://shimoko.e-shimokita.jp/syobo/>

消防本部 X (旧ツイッター)

https://x.com/Shimokita_FD



お問い合わせ先

下北地域広域行政事務組合

消防本部予防課 0175-22-4196

むつ消防署 0175-22-1680

大湊消防署 0175-24-2091

川内消防分署 0175-42-3215

脇野沢消防分署 0175-44-2020

大畑消防署 0175-34-2233

風間浦消防分署 0175-35-2101

大間消防署 0175-37-3107

佐井消防分署 0175-38-2266

東通消防署 0175-27-2199